



# 三重県公報

令和2年3月31日 (火)

第 93 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
30	三重県公印規則の一部を改正する規則	(法務・文書課)	3
31	三重県予算調製及び執行規則の一部を改正する規則	(財政課)	3
32	保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	(医務国保課)	4
33	クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則	(食品安全課)	15
34	三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(同)	20
35	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	23
<b>公 安 委 規 則</b>			
2	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公安委員会)	30
<b>病院事業庁管理規程</b>			
5	三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	39
<b>告 示</b>			
195	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	(税務企画課)	39
196	地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による自動車税種別割の収納事務の委託	(同)	40
197	第7次三重県医療計画の一部として三重県医師確保計画を新たに策定した旨	(地域医療推進課)	40
198	第7次三重県医療計画の一部として三重県外来医療計画を新たに策定した旨	(同)	42
199	児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額	(子育て支援課)	43
200	放置自動車の廃物としての認定	(廃棄物・リサイクル課)	48
201	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	48
202	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	48
203	道路の区域決定及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	49
204	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(同)	50
205	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	51
206	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	51
207	地方自治法施行令第158条第1項の規定による手数料の収納事務の委託	(警察本部)	51
<b>企 業 庁 告 示</b>			
1	公印を廃止する旨	(企業庁)	52
<b>議 会 訓 令</b>			
2	三重県議会事務局規程の一部を改正する訓令	(議会事務局)	52
<b>監 査 委 員 訓 令</b>			
1	三重県監査委員処務規程の一部を改正する訓令	(監査委員)	58

2	三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令	( 監 査 委 員 )	59
	公 告		
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	( 農 地 調 整 課 )	62
	第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更	( 獣 害 対 策 課 )	62
	基本測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	62
	基本測量が終了した旨の通知	( 同 )	63
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	63
	同件	( 同 )	63
	建築基準法の規定による道路の指定及び関係図書の縦覧	( 建 築 開 発 課 )	63
	建築基準法の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	( 同 )	64
	開発行為に関する工事の完了	( 同 )	64
	令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に係る受験申込手続の変更	( 同 )	64
	正 誤		
	令和2年3月13日付け三重県公報第88号	( 道 路 管 理 課 )	66

規 則

三重県公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十号

三重県公印規則の一部を改正する規則

三重県公印規則（昭和三十二年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

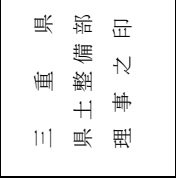
第二条中第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 企業出納員印


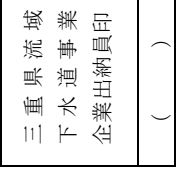
第二条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 県土整備部理事印

別表雇用経済部観光局長印の項の次に次のように加える。

県土整備部理事印	方二三		てん書	木	公文書用	県土整備部
----------	-----	--	-----	---	------	-------

別表出納員印の項の次に次のように加える。

企業出納員印	方二二		てん書	木	出納事務用	県土整備部
	方二二		てん書	木	出納事務用	北勢流域下水道事務所(二) 中南勢流域下水道事務所(三)

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

三重県予算調製及び執行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十一号

三重県予算調製及び執行規則の一部を改正する規則

三重県予算調製及び執行規則（昭和三十九年三重県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次

<p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 特例(第二十条)</p> <p>附則 (予算の調製方針)</p> <p>第五条 総務部長は、知事の命を受け、予算調製の方針を定め、主務部長に通知しなければならない。 ただし、毎会計年度の当初予算の調製の場合を除き、方針を定めないことができる。 (予算見積書の作成)</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>第一章～第三章 (略)</p> <p>附則 (予算の調製方針)</p> <p>第五条 総務部長は、知事の命を受け、予算調製の<del>方針</del>その方針を定め、主務部長に通知しなければならない。 (予算見積書の作成)</p> <p>第六条 (略)</p>
<p>2 前項の規定は、主務部長が予算の補正を必要とする場合に準用する。 (合議)</p> <p>第十七条 次の各号に掲げる事項については、財政課長(特に重要又は異例に属するものにあつては、総務部長)に合議しなければならない。 一・二 (略) 三 負担付きの寄附の採納に関する事。 四～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>第四章 特例</p>	<p>(合議)</p> <p>第十七条 次の各号に掲げる事項については、財政課長(特に重要又は異例に属するものにあつては、総務部長)に合議しなければならない。 一・二 (略) 三 寄附(負担付きでない評価額一千万円未満の物品の寄附を除く。)の採納に関する事。 四～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p>
<p>第二十条 三重県流域下水道事業における第三条第一項及び第二項の区分は、毎年度予算及び予算実施計画の定めるところによる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、三重県流域下水道事業の予算の調製及び執行については、別段の定めがあるものを除き、この規則の規定を準用する。</p> <p>附則 1 (略)</p> <p>2 第三条第二項に規定する歳出予算に係る節の区分については、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第三十七号)による改正前の地方自治法施行規則に規定する歳出予算に係る節の区分による。</p>	<p>附則 (略)</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月三十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三十二号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十四年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(准看護師免許証の様式)	(提出書類の経田機関)
第二条 法十二条第五項の規定による准看護師免許	第二条 法令又は施行規則の規定により知事に提出



<p>証の様式は、第一号様式による。</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第三条 令及び施行規則の定めるところにより、知事に提出しなければならない書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 令第一条の三第三項の規定による准看護師免許申請書 第一号様式の二</p> <p>二〜八 (略)</p>	<p>する書類は、全て住所地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、業務従事者届については、就業地を管轄する保健所長を経由するものとする。</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第三条 令及び施行規則の定めるところにより、知事に提出しなければならない書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号の下欄に定めるところによるものとする。</p> <p>一 令第一条第三項の規定による准看護師免許申請書 第一号様式</p> <p>二〜八 (略)</p>
--	---

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

<b>准 看 護 師 免 許 証</b>	
本籍地都道府県名（国籍）	
氏 名	
年 月 日生	
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により准看護師の免許を与えるよ ってこの証を交付する	
年 月 日	
三重県准看護師籍登録	
本免許は	年 月 日第 号
をもって准看護師籍に登録した	
三重県知事	印

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第 1 号様式の 2 (第 3 条関係)

三 重 県 証 紙 貼 付 欄				
<b>准 看 護 師 免 許 申 請 書</b>				
1 試験合格	年 月 日 第 回			都 道 府 県
2 罰金以上の刑に処せられたことの有無 (有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)	有・無 _____			
3 准看護師の業務に関する犯罪又は不正行為を行ったことの有無 (有の場合、違反の事実及び年月日)	有・無 _____			
4 旧姓併記の希望の有無	有・無 _____			
上記により准看護師免許証の交付を申請します。				
年 月 日				
三重県知事 宛て				
本 籍 (国 籍)				都 道 府 県
住 所	〒			
連絡先電話番号	( )			
ふりがな	(氏)	(名)	性 別	印
氏 名			男	
	(旧姓)		女	
通 称 名				
生年月日	年 月 日			
添付書類				
1 戸籍抄本 (謄本) 又は住民票の写し (本籍が記載され、かつ個人番号の記載のないものに限る。) (発行の日から 6 か月以内のもの)				
2 准看護師試験合格証書の写し				
3 診断書 (発行の日から 1 か月以内のもの)				

第1号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

三 重 県 証 紙 貼 付 欄						
<b>准看護師籍訂正及び免許証書換え交付申請書</b>						
1 登録年月日                      年                      月                      日						
2 登録番号                      第                      号						
3 変更が生じた事項						
	変                      更                      前		変                      更                      後 (第 1 回)		変                      更                      後 (第 2 回)	
本                      籍 (国                      籍)	都                      道 府                      県		都                      道 府                      県		都                      道 府                      県	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏                      名	(旧姓)		(旧姓)		(旧姓)	
旧姓併記の希望			有                      ・                      無		有                      ・                      無	
通 称 名						
変更の事由						
上記により准看護師籍訂正及び免許証書換え交付を申請します。  <span style="float: right;">年                      月                      日</span>						
三重県知事 宛て						
住                      所	〒					
就 業 場 所 の 所 在 地						
連 絡 先 電 話 番 号	(                      )					
氏                      名					印	
生                      年                      月                      日	年                      月                      日					
添付書類	1 戸籍抄本 (謄本) (発行の日から 6 か月以内のもの) 2 准看護師免許証 3 提出期限 (30 日) を過ぎたときは、遅延理由書					

第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 3 条関係)

三 重 県 証 紙 貼 付 欄
--------------------

## 准 看 護 師 免 許 証 再 交 付 申 請 書

- 1 登録年月日            年        月        日
- 2 登録番号            第                            号
- 3 再交付の理由    ( 損 傷        ・        亡 失        )

上記により准看護師免許証の再交付を申請します。

年        月        日

三重県知事 宛て

本 籍 ( 国 籍 )	都 道 府 県		
住 所	〒		
就業場所の所在地			
連絡先電話番号	(                            )		
ふ り が な	( 氏 )	( 名 )	印
氏 名	( 旧 姓 )		
通 称 名			
生 年 月 日	年        月        日		

添付書類

- 1 再交付に関する調査書
- 2 戸籍抄本(謄本)又は住民票の写し(本籍が記載され、かつ個人番号の記載のないものに限る。)  
(発行の日から6か月以内のもの)
- 3 損傷の場合は、損傷した免許証



第五号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 3 条関係)

准看護師試験受験願書		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;">                     三重県証紙貼付欄                 </div>		
本 籍 (国籍)		
住 所	〒	
ふりがな 氏 名		年 月 日 生
学歴 (中学校若しくは義務教育学校卒業又は中等教育学校前期課程修了から記入してください。)		
連絡先電話番号	(                      )	
上記により、准看護師試験を受験したいので申請します。  <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">                         年        月        日                     </div> <div style="text-align: right; margin: 10px 0;">                         氏 名 <span style="float: right;">(印)</span> </div> 三重県知事 宛て		
(注意) 1 字は、インク、ボールペン等(黒又は青に限る。)を用い、楷書ではっきりと書くこと。 2 三重県収入証紙には、消印をしないこと。 3 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。 4 以下、※印の欄には、記入しないこと。		
※受験番号	※コード	※保健所受付欄
	保健所	
	学校	
	本籍	

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の保健師助産師看護師法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の保健師助産師看護師法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十三号

クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法等施行細則（昭和三十二年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開設届出)</p> <p>第四条 施行規則第一条の三第一項に規定する開設の届出は、第一号様式によるものとし、次の書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(開設届出)</p> <p>第四条 施行規則第一条の三第一項に規定する開設の届出は、第一号様式によるものとし、次の書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 営業者(クリーニング師であつて、かつ、その開設するクリーニング所を自ら管理する場合以外にあつては、クリーニング師である管理人を含む。)の履歴書</p>
<p>2 施行規則第一条の三第二項に規定する営業の届出は、第一号様式の二によるものとし、次の書類を添えて、当該営業区域を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>2 施行規則第一条の三第二項に規定する営業の届出は、第一号様式の二によるものとし、次の書類を添えて、当該営業区域を管轄する保健所長に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 営業者の履歴書</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

第一号様式を次のように改める。

## 第 1 号様式（第 4 条関係）

## クリーニング所開設届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

住 所

営業者

氏 名

印

クリーニング所を開設したいのでクリーニング業法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地
- 3 クリーニング所開設の予定年月日
- 4 クリーニング所の構造及び設備の概要（別紙）
- 5 営業者（管理人を置いたときは、その管理人を含む。）の氏名、本籍及び生年月日又は名称並びに住所
- 6 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
- 7 従事者数
- 8 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨
- 9 クリーニング業法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

(別紙)

クリーニング所の構造及び設備の概要

選 別 場	構 築 材 料	床		側壁	
	面 積	m <sup>2</sup>			
	採光、換気、照明、防湿の状況				
洗 場	構 築 材 料	床		側壁	
	面 積	m <sup>2</sup>			
	排 水 設 備	屋外		屋内	
	採光、換気、照明、防湿の状況				
乾 燥 場	構 築 材 料	屋外		屋内	
	面 積	屋外	m <sup>2</sup>	屋内	m <sup>2</sup>
仕 上 場	構 築 材 料				
	面 積	m <sup>2</sup>			
	器具及び個数				
	採光、換気、照明、防湿の状況				
そ の 他	仕上整理戸棚数及び状況				
	集配容器数及び状況				
	洗たく物（既 末）収納容器数及び状況				
	指定洗たく物の収納容器及び状況				
	上記以外の消毒処置状況				
	おむつ、下着類を取扱う場合のし尿浄化方法				
添付書類	クリーニング業法施行細則第 4 条に規定するものとする。				

第五号様式を次のように改める。

## 第 5 号様式 (第 7 条関係)

## クリーニング師試験受験申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

氏 名

クリーニング師試験を受けたいから、クリーニング業法施行規則第 3 条の規定により受験申込書を提出します。

- 1 本籍地、住所、氏名及び生年月日

## 添付書類

- 1 履 歴 書
- 2 写真 (受験申込前 6 箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦 4.5 センチメートル横 3.5 センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
- 3 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 57 条に規定する資格のあることを証する書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のクリーニング業法等施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書その他の書類は、この規則による改正後のクリーニング業法等施行細則の規定に基づいて提出された届出書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に基づいて作成されている用紙等は、この規則施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十四号

三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

三重県公衆浴場法施行細則（平成八年三重県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 省令第一条の規定による営業許可の申請は、第一号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>一 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し</p> <p>二 公衆浴場の構造設備の仕様書及び平面図</p> <p>三 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類</p> <p>四 普通公衆浴場にあつては、当該普通公衆浴場を中心とした半径二百八十メートルの地域内の見取図</p> <p>五 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査成績書の写し</p> <p>(水質基準)</p> <p>第七条 条例第四条第一項第二号ロの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有機物(全有機炭素(TOC)の量)は、一リットルにつき八ミリグラムを超えないこと又は、過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラムを超えないこと。</p> <p>三 大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)は、一ミリリットルにつき一個を超えないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 省令第一条の規定による営業許可の申請は、第一号様式によるものとする。</p> <p>(水質基準)</p> <p>第七条 条例第四条第一項第二号ロの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラムを超えないこと。</p> <p>三 大腸菌群は、一ミリリットルにつき一個を超えないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

第一号様式を次のように改める。



第1号様式（第2条関係）

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

三重県 保健所長様

申請者

住 所 〒

フリガナ

氏名又は名称及

び代表者氏名

印

TEL

公衆浴場営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 衛生等の状況（別表）
- 4 営業開始予定年月日

備考

- 1 次の書類を添付すること。
  - (1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
  - (2) 公衆浴場の構造設備の仕様書及び平面図
  - (3) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類
  - (4) 普通公衆浴場にあつては、当該普通公衆浴場を中心とした半径 280 メートルの地域内の見取図
  - (5) 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査成績書の写し
- 2 申請者が個人の場合は、生年月日を氏名の下欄に記載すること。

別表 衛生等の状況

敷地面積	㎡	建築面積	㎡	建築様式(構造)	
換気及び採光又は照明の状況					
保温及び衛生の状況	浴槽の湯及び上がり湯の取水源	水道水 ・ 井戸水 ・ その他			
	飲料水の取水源	水道水 ・ 井戸水 ・ その他			
構造設備の状況	男女の区別				
	脱衣室の床面積	男	㎡		
		女	㎡		
	洗い場の床面積	男	㎡		
		女	㎡		
	浴槽の有効面積	男	㎡		
		女	㎡		
	飲料水を供給する設備	男			
		女			
	浴室の床面の傾斜及び材料	/100			
	浴室の床面、内壁及び浴槽の耐水性				
	給湯栓及び給水栓	男			
		女			
浴槽の側壁の高さ					
便 所	男		流水式手洗設備		
	女				
サウナ室又はサウナ設備	男女の区別				
	床面、内壁及び天井の耐熱性				
	床面の傾斜	/100			
	蒸気又は熱気に対する安全措置				
	給気口及び排気口				
	温度調節設備				
	室内を容易に見通すことができる窓				
	温度計、非常用ブザー等				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第三十五号**

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式及び第十二号様式を次のように改める。

第 11 号様式 (第 2 条関係)

福祉事務所経由	
貸付決定番号第	号

借 用 書

資金種別	資金			
借用総額	円	借用月額	円	
貸付期間	年 月から 年 月まで	年 月	利 率	年 %
据置期間	年 月から 年 月まで	償還期間	年 月から 年 月まで	
償還方法	償還	一回の償還額 (最終回の償還額)	円 (円)	

上記のとおり借用します。

支払期日に償還金を納付しなかつた場合には、延滞元利金につき、年3%の割合で違約金を納付します。

年 月 日

三重県知事 宛て

借 受 人	住所	
	ふりがな 氏名	印
連帯借受人	住所	
	ふりがな 氏名	印
連帯保証人	住所	
	ふりがな 氏名	印

※借受人及び連帯保証人は、実印（印鑑登録済の印）を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

(規格A4)

第 12 号様式 (第 2 条関係)

福祉事務所経由	
貸付決定番号第	号

借 用 書

年 月 日

三重県知事 宛て

所 在 地

フリガナ

名 称

代表者氏名

㊞

理 事	氏 名	印	住 所

次のとおり借用いたします。

資金の種類	
貸付総額	
利 子	年 パーセント
据置期限	年 月 日
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	賦 償 還
違 約 金	支払期日に償還金を納付しなかった場合には延滞元利金額につき年 3%の割合で違約金を納付します。

(規格A4)

第十一号様式の二を次のように改める。

## 第 21 号様式の 2 (第 9 条関係)

福祉事務所経由

第 号  
年 月 日

様

三重県知事

## 貸付金繰上償還決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた母子父子寡婦福祉資金貸付金の繰上償還については、下記のとおり承認することとしたので通知します。

記

貸 付 番 号	
資 金 種 別	資金
償 還 金 額	円
納 付 方 法	
支 払 期 限	年 月 日

※支払期限までに納付されなかつた場合、延滞元利金につき年 3%の割合で違約金が発生しますので、御注意ください。

(規格 A4)

第十二号様式の三を次のように改める。



## 第 23 号様式の 3 (第 11 条の 3 関係)

第 号  
年 月 日

様

## 督 促 状

摘 要	
貸 付 番 号	
資 金 種 別	資金
償 還 回	回 ( 年 月分)
未 納 額	円
督 促 納 期 限	年 月 日

上記の金額が未納となっておりますので、督促納期限までに納入通知書記載の金融機関へ納付してください。  
督促納期限までに納付又は納付の相談がない場合には、連帯保証人にあなたの滞納の状況を通知しますので、御承知おきください。

なお、年 3%の割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金が生じますので御注意ください。

三重県知事

※本状の到着前に既に納付済みの場合は、あしからず御了承ください。

※納入通知書を紛失された場合又はこの督促状についての問い合わせ、納付相談につきましては、下記まで御連絡ください。

(規格 A4)

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前に改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**公安委規則**

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月三十一日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

**三重県公安委員会規則第二号**

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第三（第十三条の二関係）			別表第三（第十三条の二関係）		
区分 一 ～ 一四	路線名 (略)	区間 (略)	区分 一 ～ 一四	路線名 (略)	区間 (略)
一五	一般国道 四二号	三重県松阪市古井町字高山七〇七番一から三重県度会郡大紀町崎字大垣内一三四番一まで	一五	一般国道 四二号	三重県松阪市小津町字八湊歸五一九番二から三重県度会郡大紀町崎字大垣内一三四番一まで
一六 ～ 一九	(略)	(略)	一六 ～ 一九	(略)	(略)
二〇 ～ 二三	(略)	(略)	二〇 ～ 二三	(略)	(略)
二四	一般国道 一六六号	三重県松阪市飯高町宮前字川ノ上三八番一から三重県松阪市小津町字折戸六〇四番五地先まで	二四	一般国道 一六六号	三重県松阪市飯高町宮前字川ノ上三八番一から三重県松阪市大黒田町字畔田七二二番二地先まで
二四 ～ 二九	(略)	(略)	二四 ～ 二九	(略)	(略)
二九	一般国道 三〇六号	三重県鈴鹿市長澤町字柳薮一七八〇番五地先から三重県鈴鹿市長澤町字古備野一九五四番一 地先まで	二九	(略)	(略)
三〇 ～ 三九	(略)	(略)	三〇 ～ 三九	(略)	(略)

四〇	一般国道 四七七号	三重県四日市市高角町字西川 原二四二〇番三から三重県三重 郡菰野町大字音羽字田福一九六 一―番一―地先まで
四一 ～ 四四	(略)	(略)
四五	県道四日 市鈴鹿環 状線	三重県四日市市采女町字清水 三〇〇四番七地先から三重県四 日市市采女町字清水三〇〇四番 一―地先まで
四六	(略)	(略)
四七	県道津関 線	三重県津市芸濃町椋本字一ツ 谷六二九七番四から三重県亀山 市関町木崎字舟外一六九八番三 まで
四八	県道四日 市関線	三重県鈴鹿市大久保町字大松 一七一一番一―地先から三重県鈴 鹿市小岐須町字上分田五七〇番 一―地先まで
四九 ～ 五一	(略)	(略)
五二	県道神戸 長沢線	三重県鈴鹿市汲川原町字屋敷 田七一―番一―地先から三重県鈴鹿 市長澤町字北間倉一二六四番一 地先まで
五三 ～ 一〇三	(略)	(略)
一〇四	県道三行 庄野線	三重県鈴鹿市御薊町字小深田 四四九九番地先から三重県鈴鹿 市庄野羽山四丁目三〇〇〇番二 一―七―まで
一〇五	県道三行 庄野線	三重県鈴鹿市庄野羽山三丁目 三二一六番一―地先から三重県鈴 鹿市汲川原町字郷明三三六番一 地先まで
一〇六	県道上野	三重県鈴鹿市榎島町四丁目一

四〇	一般国道 四七七号	三重県四日市市高角町字西川 原二四二〇番三から三重県三重 郡菰野町大字音澤字八反田一六 九二番三まで
四一 ～ 四四	(略)	(略)
四五	県道四日 市鈴鹿環 状線	三重県四日市市采女町字清水 三〇〇四番七地先から三重県鈴 鹿市国分町字世戸六四二番地先 まで
四六	(略)	(略)
四七	県道津関 線	三重県津市芸濃町椋本字南山 ノ花二七三九番一から三重県亀 山市関町古厩字宝路一一一番地 先まで
四八 ～ 五〇	(略)	(略)
五一	県道神戸 長沢線	三重県鈴鹿市上野町字佐々木 三〇五二番地先から三重県鈴鹿 市加佐登一丁目二五四五番一―地 先まで
五二	県道神戸 長沢線	三重県鈴鹿市高塚町字神垣二 一六番四地先から三重県鈴鹿市 長澤町字北間倉一二六四番一―地 先まで
五三 ～ 一〇三	(略)	(略)
一〇四	県道辺法 寺加佐登 停車場線	三重県鈴鹿市津賀町字二ツ辻 川原町字郷明三四一―番六―まで
一〇五	県道三行 庄野線	三重県鈴鹿市御薊町字小深田 四四九九番地先から三重県鈴鹿 市平田新町一六四三番二―まで
一〇六	県道三行 庄野線	三重県鈴鹿市庄野共進二丁目 三四〇一―番一―から三重県鈴鹿市庄 野町字川久保一四八―番一―地先 まで
一〇七	県道上野 鈴鹿線	三重県鈴鹿市稲生四丁目四七 二七番三から三重県鈴鹿市稲生 西三丁目七五八〇番四―まで
一〇八	県道上野	三重県鈴鹿市末広南一丁目五





二三七	臨港道路 千歳二号 幹線	三重県四日市市千歳町三四番 一から三重県四日市市千歳町三四番一まで
二三八	臨港道路 千歳三号 幹線	三重県四日市市千歳町三四番 一から三重県四日市市千歳町三四番一まで
二三九	臨港道路 千歳四号 幹線	三重県四日市市千歳町九番一 から三重県四日市市千歳町九番一まで
二四〇	臨港道路 千歳五号 幹線	三重県四日市市千歳町二六番 一から三重県四日市市千歳町二六番五番まで
二四一	臨港道路 千歳六号 幹線	三重県四日市市千歳町二六番 一から三重県四日市市千歳町二六番六番一まで
二四二	臨港道路 千歳七号 幹線	三重県四日市市千歳町二六番 一から三重県四日市市千歳町二六番六番一まで
二四三	臨港道路 千歳八号 幹線	三重県四日市市千歳町二四番 から三重県四日市市千歳町二四番まで
二四四	臨港道路 千歳一号 支線	三重県四日市市千歳町三六番 から三重県四日市市千歳町三六番まで
二四五	臨港道路 千歳二号 支線	三重県四日市市千歳町三六番 から三重県四日市市千歳町三六番まで
二四六	臨港道路 千歳三号 支線	三重県四日市市千歳町三四番 一から三重県四日市市千歳町三四番四番一まで
二四七	臨港道路 千歳四号 支線	三重県四日市市千歳町三六番 から三重県四日市市千歳町三六番まで
二四八	臨港道路 千歳六号 支線	三重県四日市市千歳町三四番 一から三重県四日市市千歳町三四番四番一まで
二四九	臨港道路 千歳七号 支線	三重県四日市市千歳町三四番 一から三重県四日市市千歳町三四番四番一まで
二五〇	臨港道路 千歳八号 支線	三重県四日市市千歳町三四番 一から三重県四日市市千歳町三四番四番一まで
二五一	臨港道路 千歳九号 支線	三重県四日市市千歳町三四番 一から三重県四日市市千歳町三四番四番一まで
二五二	臨港道路 千歳一〇 号東支線	三重県四日市市千歳町三四番 一から三重県四日市市千歳町三四番四番一まで
二五三	臨港道路	三重県四日市市千歳町三四番

	千歳一〇	一から三重県四日市市千歳町三
	号支線	四番一まで
二五四	臨港道路	三重県四日市市千歳町三四番
	千歳一一	一から三重県四日市市千歳町三
	号支線	四番一まで
二五五	臨港道路	三重県四日市市千歳町三七番
	千歳一二	一から三重県四日市市千歳町三七
	号支線	番まで
二五六	臨港道路	三重県四日市市千歳町三四番
	千歳一三	一から三重県四日市市千歳町三
	号支線	七番まで
二五七	臨港道路	三重県四日市市千歳町一七番
	千歳一四	一から三重県四日市市千歳町一九
	号支線	番まで
二五八	臨港道路	三重県四日市市千歳町一七番
	千歳一五	一から三重県四日市市千歳町一七
	号支線	番まで
二五九	臨港道路	三重県四日市市千歳町九番一
	千歳一六	一から三重県四日市市千歳町二五
	号支線	番まで
二六〇	臨港道路	三重県四日市市千歳町二五番
	千歳一七	一から三重県四日市市千歳町一九
	号支線	番まで
二六一	臨港道路	三重県四日市市千歳町二六番
	千歳一八	一から三重県四日市市千歳町二
	号支線	六番一まで
二六二	臨港道路	三重県四日市市千歳町二六番
	千歳一九	一から三重県四日市市千歳町九
	号支線	番四まで
二六三	臨港道路	三重県四日市市千歳町五番二
	千歳二〇	一から三重県四日市市千歳町五番
	号支線	二まで
二六四	臨港道路	三重県四日市市千歳町六番一
	千歳二一	一から三重県四日市市千歳町六
	号支線	番一七まで
二六五	臨港道路	三重県四日市市千歳町二六番
	千歳二二	一から三重県四日市市千歳町二
	号支線	六番一まで
二六六	臨港道路	三重県四日市市末広町一九番
	末広一号	一五から三重県四日市市末広町
	幹線	一九番一五まで
二六七	臨港道路	三重県四日市市末広町一九番
	末広二号	一五から三重県四日市市末広町
	幹線	一八番一九まで
二六八	臨港道路	三重県四日市市末広町一九番
	末広一号	一五から三重県四日市市末広町
	支線	一九番一五まで
二六九	臨港道路	三重県四日市市末広町三番二
	末広二号	一から三重県四日市市末広町三番

二七〇	支線	二まで
	臨港道路	三重県四日市市末広町一九番
	末広三号	一五から三重県四日市市末広町
	支線	一九番一五まで
二七一	支線	九まで
	臨港道路	三重県四日市市末広町五番九
	末広四号	一五から三重県四日市市末広町五番
二七二	支線	九まで
	臨港道路	三重県四日市市末広町一九番
	末広五号	一五から三重県四日市市末広町
	支線	一九番一五まで
二七三	支線	九まで
	臨港道路	三重県四日市市末広町一九番
	末広六号	一五から三重県四日市市末広町
	支線	一九番一五まで
二七四	支線	八まで
	臨港道路	三重県四日市市末広町一八番
	末広七号	一六から三重県四日市市末広町一
	支線	八番一八まで
二七五	支線	九まで
	臨港道路	三重県四日市市末広町一九番
	末広一〇	一五から三重県四日市市末広町
	支線	一九番一五まで
二七六	支線	二六まで
	臨港道路	三重県四日市市末広町一九番
	千歳・末広	一五から三重県四日市市千歳町
	支線	二六番一まで
二七七	支線	一まで
	臨港道路	三重県四日市市大浜町四番一
	東邦一号	一五から三重県四日市市東邦町
	支線	一五番一まで
二七八	支線	一まで
	臨港道路	三重県四日市市東邦町一番か
	東邦一号	一五から三重県四日市市東邦町一番ま
	支線	一五番一まで
二七九	支線	一まで
	臨港道路	三重県四日市市東邦町一番か
	東邦二号	一五から三重県四日市市東邦町一番ま
	支線	一五番一まで
二八〇	支線	一まで
	臨港道路	三重県四日市市東邦町一番か
	東邦三号	一五から三重県四日市市東邦町一番ま
	支線	一五番一まで
二八一	支線	一六まで
	臨港道路	三重県四日市市霞二丁目一七
	霞一号	一五から三重県四日市市霞二丁
	支線	一五番一六まで
二八二	支線	一五まで
	臨港道路	三重県四日市市霞二丁目一番
	霞二号	一五から三重県四日市市霞二丁目
	支線	一五番一まで
二八三	支線	一七まで
	臨港道路	三重県四日市市霞二丁目七番
	霞三号	一五から三重県四日市市霞二丁目
	支線	一五番一七まで
二八四	支線	八まで
	臨港道路	三重県四日市市霞二丁目一番
	霞四号	一五から三重県三重郡川越町大字
	支線	亀崎新田八〇番五まで
二八五	支線	八まで
	臨港道路	三重県四日市市霞二丁目一番
	霞五号	一五から三重県四日市市霞二丁目
	支線	一五番一八まで



二八六	臨港道路 霞一 号支 線	三重県四日市市霞二丁目一番 一から三重県四日市市霞二丁目 一番一まで
二八七	臨港道路 霞二 号支 線	三重県四日市市霞二丁目一番 一から三重県四日市市霞二丁目 一番一まで
二八八	臨港道路 霞三 号支 線	三重県四日市市霞二丁目六番 一から三重県四日市市霞二丁目 六番一まで
二八九	臨港道路 霞四 号支 線	三重県四日市市霞二丁目七番 一から三重県四日市市霞二丁目 七番一まで
二九〇	臨港道路 霞五 号支 線	三重県四日市市霞二丁目一五番 番一から三重県四日市市霞二丁 目一五番一まで
二九一	臨港道路 霞六 号支 線	三重県四日市市霞二丁目一五番 番一から三重県四日市市霞二丁 目一五番一まで
二九二	臨港道路 霞七 号支 線	三重県四日市市霞二丁目一番 一から三重県四日市市霞二丁目 一番一まで
二九三	臨港道路 霞八 号支 線	三重県四日市市霞二丁目一番 一から三重県四日市市霞二丁目 一番一まで
二九四	臨港道路 霞九 号支 線	三重県四日市市霞二丁目一番 一から三重県四日市市霞二丁目 一番一まで
二九五	臨港道路 霞一〇号 支線	三重県四日市市霞二丁目一番 一から三重県四日市市霞二丁目 一番一まで
二九六	臨港道路 霞一一号 支線	三重県四日市市霞二丁目五番 から三重県四日市市霞二丁目一 番一まで
二九七	臨港道路 霞一二号 支線	三重県四日市市霞二丁目五番 から三重県四日市市霞二丁目五 番まで
二九八	臨港道路 霞一三号 支線	三重県四日市市霞二丁目八番 から三重県四日市市霞二丁目八 番まで
二九九	臨港道路 霞一四号 支線	三重県四日市市霞二丁目一六番 番三から三重県四日市市霞二丁 目一六番三まで
三〇〇	臨港道路 霞一五号 支線	三重県四日市市霞二丁目一七番 番から三重県四日市市霞二丁目 一七番まで
三〇一	臨港道路 霞一六号 支線	三重県四日市市霞二丁目一八番 番から三重県四日市市霞二丁目 一八番まで

三〇二	臨港道路 霞一七号 支線	三重県四日市市霞二丁目一〇番から三重県四日市市霞二丁目一九番まで
三〇三	臨港道路 霞一八号 支線	三重県四日市市霞二丁目一一番から三重県四日市市霞二丁目一二番まで
三〇四	臨港道路 霞一九号 支線	三重県四日市市霞二丁目一二番から三重県四日市市霞二丁目一三番まで
三〇五	臨港道路 霞北一号 幹線	三重県四日市市霞二丁目二四番から三重県四日市市霞二丁目二六番まで
三〇六	臨港道路 霞北一号 支線	三重県四日市市霞二丁目二六番一から三重県四日市市霞二丁目二六番一まで
三〇七	臨港道路 霞西側道 路	三重県四日市市霞一丁目二〇番から三重県四日市市霞一丁目二一〇番まで
三〇八	臨港道路 浜園一号 幹線	三重県四日市市浜園町三番一から三重県四日市市浜園町一番一まで
三〇九	臨港道路 浜園一号 支線	三重県四日市市浜園町一番一から三重県四日市市浜園町一番一まで
三一〇	臨港道路 浜園三号 支線	三重県四日市市浜園町一番一から三重県四日市市浜園町一番一まで
三一一	臨港道路 浜園四号 支線	三重県四日市市浜園町一番一から三重県四日市市浜園町一番一まで
三一二	臨港道路 富双一号 幹線	三重県四日市市富双一丁目一番一から三重県四日市市富双二丁目一番一六まで
三一三	臨港道路 富双二号 幹線	三重県四日市市富双二丁目一番一から三重県四日市市富双二丁目一番一まで
三一四	臨港道路 富双一号 支線	三重県四日市市富双一丁目一番一から三重県四日市市富双一丁目一番一まで
三一五	臨港道路 富双二号 支線	三重県四日市市富双一丁目一番一から三重県四日市市富双一丁目一番一まで
三一六	臨港道路 富双三号 支線	三重県四日市市富双二丁目一番一から三重県四日市市富双二丁目一番一まで
三一七	臨港道路 富双五号 支線	三重県四日市市富双二丁目一番一から三重県四日市市富双二丁目一番一まで
三一八	臨港道路	三重県四日市市富双二丁目一番一

富双六号	番一から三重県四日市市富双二		
支線	丁目一番一まで		
三一九	(略)	(略)	
			三〇 (略) (略)

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和二年三月三十一日

三重県病院事業庁長 加藤 和 浩

三重県病院事業庁管理規程第五号

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁会計規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(私人に対する公金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 第二十七条、第二十八条及び前条の規定は、収納事務の委託を受けた者の収入の収納について準用する。</p> <p>(予算の審査)</p> <p>第四百四十九条 副庁長は、<u>第四百四十八条の規定による</u>予算見積書が提出されたときは、その内容を調査し、所属長の意見を聞いて必要な調整を行い、意見を付して事業庁長に提出し、その審査を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(私人に対する公金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 第二十七条及び前条の規定は、<u>収納事務の委託を受けた者の収入の収納について準用する。</u></p> <p>(予算の審査)</p> <p>第四百四十九条 副庁長は、<u>前条の規定による</u>予算見積書が提出されたときは、その内容を調査し、所属長の意見を聞いて必要な調整を行い、意見を付して事業庁長に提出し、その審査を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第195号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託（平成31年三重県告示第195号）は令和2年3月31日限り、廃止します。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA  
株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**三重県告示第 196 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により、三重県の自動車税種別割の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第 158 条の 2 第 1 項の規定による自動車税の収納事務の委託（平成 31 年三重県告示第 196 号及び令和元年三重県告示第 200 号）は令和 2 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 2 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 委託先

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号

## 2 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 197 号**

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の施行に伴い、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項の規定により都道府県の医療計画において定める事項に、医師の確保に関する事項が追加されたことから、第 7 次三重県医療計画（平成 30 年三重県告示第 241 号）の一部として、同項第 11 号に掲げる事項について新たに策定しましたので、同条第 18 項の規定により告示します。

なお、計画の概要は次のとおりであり、計画書は、三重県医療保健部地域医療推進課、県内の各保健所及び三重県情報公開・個人情報総合窓口に備え置いて縦覧に供します。また、三重県のホームページに掲載します。

令和 2 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 三重県医師確保計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

医師の確保については、これまで三重大学医学部における入学定員増、地域枠の設定や、三重県医師修学資金貸与制度の運用をはじめとして、さまざまな医師確保対策に取り組んできた結果、本県の医師の総数は増加傾向にあります。しかしながら、人口10万人対医師数は全国平均を下回るなど、依然として医師不足の状況が続いています。

そのような中、平成30（2018）年7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、都道府県において、都道府県間及び二次医療圏間の偏在是正による医師確保対策等を医療計画の中に新たに「医師確保計画」として策定することとされました。

「医師確保計画」では、全国ベースで都道府県ごとおよび二次医療圏ごとの医師の多寡を統一的かつ客観的に比較および評価した「医師偏在指標」に基づき、都道府県が医師少数区域・医師多数区域等を設定し、医師確保の方針、確保すべき目標医師数及び目標医師数を達成するための施策、という一連の方策を定め、医師少数区域等における医師の確保を行い偏在是正につなげていきます。

本県においても、地域ごとの医療提供体制の整備を図るため「三重県医師確保計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

「三重県医師確保計画」は、医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、都道府県が定めることとされている医療計画の一部として策定するものです。

計画策定にあたり、それぞれの地域において、どの程度医師確保を行うべきかについては、医療機関の統合・再編等の方針によっても左右されることから、医師確保計画の策定にあたっては、地域医療構想調整会議等において議論された、医療機関ごとの機能分化・連携の方針等をふまえ、地域における医療提供体制の向上に資する形で地域医療構想との整合を図ります。

なお、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく診療に従事する医師に対する時間外労働規制については、令和6（2024）年度から適用される予定です。医師の労働時間の短縮のためには、個別の医療機関内での取組だけでなく、地域医療提供体制全体としても、医師の確保を行うことが重要です。

このため、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」（平成31年3月28日 医師の働き方改革に関する検討会）をふまえた医師確保対策を進めます。

### 3 計画の全体像

厚生労働省が示す医師偏在指標の計算式・計算結果に基づき、都道府県において医師偏在指標を定め、この医師偏在指標に基づき、二次医療圏のうちから医師少数区域・医師多数区域を設定するほか、必要に応じて医師少数スポットを設定します。

医師少数区域・医師多数区域等の状況をふまえ、二次医療圏および構想区域ごとに医師確保の方針について定めた上で、具体的な目標医師数を設定し、その達成のために必要な施策について、計画に盛り込みます。

なお、県全体についても、厚生労働省が設定した医師少数都道府県等の分類に基づき、県が医師確保の方針、目標医師数および施策を定めます。

また、医師全体の医師確保計画の中に、産科および小児科における医師確保計画についても定めることとします。

### 4 計画の期間

令和2（2020）年度から医師確保計画に基づく偏在対策を開始し、3年ごと（最初の計画は4年ごと）に医師確保計画の実施・達成を積み重ね、その結果、令和18（2036）年までに医師偏在是正を達成することを医師確保計画の長期的な目標とします。

### 5 計画の主な記載事項

#### 第1章 医師確保計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 医師確保計画の位置づけ
- 3 医師確保計画の全体像
- 4 計画の期間

#### 第2章 三重県の医師確保の現状

#### 第3章 医師確保計画の具体的事項

- 1 区域単位
- 2 医師偏在指標
  - (1) 考え方
  - (2) 医師偏在指標の算出
- 3 医師少数区域、医師多数区域等
  - (1) 医師少数区域・医師多数区域等の設定についての考え方
  - (2) 都道府県
  - (3) 二次医療圏
- 4 医師少数スポット
  - (1) 医師少数スポット設定の考え方
  - (2) 医師少数スポット
  - (3) 医師の派遣調整の優先順位について
- 5 医師の確保の方針
  - (1) 方針の考え方
  - (2) 現在時点の医師確保の方針
  - (3) 将来時点の医師確保の方針
- 6 目標医師数
  - (1) 考え方
  - (2) 目標医師数の設定
- 7 目標を達成するための施策
  - (1) 施策の考え方
  - (2) 短期的な施策
  - (3) 長期的な施策
  - (4) 医師の働き方改革をふまえた医師確保対策と連携した勤務環境改善支援
  - (5) その他の施策
- 8 医学部における地域枠・地元出身者枠の設定

- 9 二次医療圏ごとの医師確保対策
- 10 地域医療構想区域ごとの医師確保対策
- 第4章 産科・小児科における医師確保計画
  - 1 産科・小児科における医師偏在指標および医師偏在対策の基本的な考え方
  - 2 産科・小児科における医師偏在指標
    - (1) 産科における医師偏在指標
    - (2) 小児科における医師偏在指標
  - 3 相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域の設定
  - 4 産科・小児科における医師確保計画
    - (1) 産科・小児科における医師確保計画の考え方
    - (2) 産科・小児科における医師確保の方針
    - (3) 産科・小児科における偏在対策基準医師数
    - (4) 産科・小児科における施策
- 第5章 医師確保計画の効果の測定・評価

### 三重県告示第198号

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項の規定に基づき、都道府県の医療計画において外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を定めることとされたことから、第7次三重県医療計画（平成30年三重県告示第241号）の一部として、三重県外来医療計画を新たに策定しましたので、同条第18項の規定により告示します。

なお、計画の概要は次のとおりであり、計画書は、三重県医療保健部地域医療推進課、県内の各保健所及び三重県情報公開・個人情報総合窓口に備え置いて縦覧に供します。また、三重県のホームページに掲載します。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木英敬

#### 三重県外来医療計画の概要

##### 1 計画策定の趣旨

外来医療については、地域の外来医療を中心的に担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、診療科の専門分化が進んでいます。また、救急医療提供体制の構築、グループ診療の実施及び医療機器の共同利用など医療機関の連携が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている状況にあります。

そのため、外来医療機能に関する情報の可視化を行い、各地域において今後必要となる医療機能の確保に向けた協議を行うことが必要です。

本県においても、外来医療に係る医療提供体制の確保を適切に推進するため、「三重県外来医療計画」を策定します。

##### 2 計画の位置づけ

「三重県外来医療計画」は、医療法第30条の4の規定に基づき、都道府県が定めることとされている医療計画の一部として策定するものです。

##### 3 計画の基本的な考え方

###### (1) 外来医療計画の構成

外来医療計画は、「外来医療機能の偏在、不足する医療機能への対応」及び「医療機器の効率的な活用」の2つの内容で構成します。

###### (2) 本県における外来医療計画の要点

外来医療機能の偏在については、本県の人口10万人当たりの診療所数は、全国平均と大差はなく、また、人口10万人当たりの診療所医師数も全国平均と同等の値となっており、都市部のような診療所の偏在はみられません。

そのため、本県における外来医療計画については、診療所の偏在の是正ではなく、地域で充実させることが必要な外来医療機能の確保を主眼として策定し、協議の場において、各地域における外来医療に係る現状の共有と、今後充実させることが必要となる外来医療機能の確保に向けた協議を行うことで、その確保をめざしていきます。

###### (3) 診療科偏在について

外来医療機能の偏在の項目の一つとして、診療科別の医師偏在がありますが、現在、厚生労働省において診療行為及び診療科の分類に関する検討が行われており、その結果を踏まえる必要があることから、今計画

には盛り込まず、次期計画以降で検討することとします。

4 計画期間及び見直し

外来医療計画は、「第7次三重県医療計画」の一部として策定するため、令和2年度からの4年間で最初の計画期間となります。令和7年度以降については、外来医療に係る医療提供体制が、比較的短期間に变化しうることに鑑み、3年ごとに見直しを行うこととします。

5 計画の主な記載事項

第1章 外来医療計画の基本的事項

- 1 外来医療計画の位置づけ
- 2 策定の趣旨
- 3 計画の基本的な考え方
- 4 区域単位の設定
- 5 協議の場の設置

第2章 外来医療計画の具体的事項

- 1 外来医療機能の偏在、不足する医療機能への対応について
  - (1) 外来医療の状況
  - (2) 今後確保が必要となる外来医療機能
  - (3) 外来医師偏在指標
  - (4) 外来医師多数区域
  - (5) 外来医師多数区域における新規開業者の届出の際に確認する事項
- 2 医療機器の効率的な活用について
  - (1) 医療機器の状況
  - (2) 医療機器の共同利用の方針
  - (3) 共同利用計画の記載事項と確認のためのプロセス

第3章 策定後の取組

- 1 周知と情報の公表
- 2 外来医療計画の計画期間および見直し

三重県告示第199号

児童福祉法施行細則（昭和29年三重県規則第75号）第22条の規定により徴収する額を次のように定め、公表の日から施行します。

児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額（平成31年三重県告示第197号）は、廃止します。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木英敬

徴収額は、措置児童等（母子生活支援施設については措置世帯、助産施設については措置妊産婦とする。）単位に、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム、里親、母子生活支援施設及び自立援助ホームは表1、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）は表2の、それぞれ施設種別並びに措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる徴収金基準額（この額にその月のその措置児童に係る支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額とする。

表1 徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律	0円	0円

	第 30 号) による支援給付受給世帯			
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200 円	1,100 円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯 (所得割の額のない世帯)	4,500 円	2,200 円	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000 円以下	6,600 円	3,300 円
D2		9,001 円から 27,000 円まで	9,000 円	4,500 円
D3		27,001 円から 57,000 円まで	13,500 円	6,700 円
D4		57,001 円から 93,000 円まで	18,700 円	9,300 円
D5		93,001 円から 177,300 円まで	29,000 円	14,500 円
D6		177,301 円から 258,100 円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が 41,200 円を超えると きは 41,200 円とする。)	20,600 円
D7		258,101 円から 348,100 円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が 54,200 円を超えると きは 54,200 円とする。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、その額が 27,100 円を超えるときは 27,100 円とする。)
D8		348,101 円から 456,100 円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が 68,700 円を超えると きは 68,700 円とする。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、その額が 34,300 円を超えるときは 34,300 円とする。)
D9		456,101 円から 583,200 円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が 85,000 円を超えると きは 85,000 円とする。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、その額が 42,500 円を超えるときは 42,500 円とする。)
D10		583,201 円から 704,000 円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が 102,900 円を超えると きは 102,900 円とする。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、その額が 51,400 円を超えるときは 51,400 円とする。)
D11		704,001 円から 852,000 円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が 122,500 円を超えると きは 122,500 円とする。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、その額が 61,200 円を超えるときは 61,200 円とする。)
D12		852,001 円から 1,044,000 円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が 143,800 円を超えると きは 143,800 円とする。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、その額が 71,900 円を超えるときは 71,900 円とする。)
D13		1,044,001 円から 1,225,500 円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が 166,600 円を超えると きは 166,600 円とする。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、その額が 83,300 円を超えるときは 83,300 円とする。)
D14		1,225,501 円から 1,426,500 円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が 191,200 円を超えると きは 191,200 円とする。)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、その額が 95,600 円を超えるときは 95,600 円とする。)
D15		1,426,501 円以上	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収)	その月のその入所世帯に 係る措置費等の支弁額 (全 額徴収)



	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。          なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 令和元年6月30日から引き続き施設を利用する措置児童等について、課税階層区分の認定の方法を1に掲げる額に変更することにより徴収金額が増額する場合は、当分の間、従前の徴収金額の算出方法により得た額にて認定するものとする。</p> <p>3 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、当分の間、同通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じるものとする。</p> <p>4 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>5 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>6 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>7 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。          また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。</p> <p>(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの</p> <p>8 同一世帯から2人以上の児童等がこの表の入所施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム又は表2の入所施設に入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の徴収金額とする。          ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の2の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場</p>
--	---

備考

合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第 21 条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は第 24 条の 2 の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第 24 条の 7 に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 28 に規定する肢体不自由児通所医療又は第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は 0 円とする。

9 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は 0 円とする。

10 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第 22 条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が 19,000 円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000 円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20%、C階層にあっては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が 19,000 円までの場合にあっては 50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。  
なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

表 2 徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200 円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500 円	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000 円以下	6,600 円
D2		12,001 円から 30,000 円まで	9,000 円
D3		30,001 円から 60,000 円まで	13,500 円
D4		60,001 円から 96,000 円まで	18,700 円
D5		96,001 円から 189,000 円まで	29,000 円
D6		189,001 円から 277,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。）
D7		277,001 円から 348,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは 54,200 円とする。）
D8		348,001 円から 465,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは 68,700 円とする。）

D9	465,001 円から 594,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 85,000 円を超えるときは 85,000 円とする。）
D10	594,001 円から 716,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 102,900 円を超えるときは 102,900 円とする。）
D11	716,001 円から 864,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは 122,500 円とする。）
D12	864,001 円から 1,056,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。）
D13	1,056,001 円から 1,238,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。）
D14	1,238,001 円から 1,439,000 円まで	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは 191,200 円とする。）
D15	1,439,001 円以上	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収）
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。          なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 令和元年 5 月 31 日から引き続き施設を利用する措置児童等について、課税階層区分の認定の方法を地方税額に変更することにより徴収金額が増額する場合は、令和元年 6 月分の徴収金について、従前の徴収金額の算出方法により得た額にて認定するものとする。</p> <p>3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。</p> <p>(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>(4) 地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中、「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</p> <p>ア 同法第 295 条第 1 項（第 2 号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</p> <p>イ アに該当しない者である場合は、同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額（同条第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。</p> <p>5 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 0 円とする。</p> <p>(1) 単身世帯……扶養義務者のいない世帯</p> <p>(2) 母子世帯等……母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項の配偶者のない女子又は同条第 2 項の配偶者のない男子であって、民法第 877 条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第 24 条の 2 により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第 6 条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、第 12 項、第 13 項及び第 14 項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第 22 条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p>	

イ	療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
ウ	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
エ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
(4)	その他の世帯…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第 56 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯
6	同一世帯から 2 人以上の児童等がこの表の入所施設又は表 1 の入所施設、母子生活支援施設若しくは自立援助ホームに措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に 0.1 を乗じた額をもってその児童等の徴収金額とする。
7	措置児童等が、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、児童福祉法第 56 条第 2 項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。 ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。
8	6 の規定は、B 階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

三重県告示第 200 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 81 条第 1 項の規定により放置自動車を廃物として認定するため、同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

なお、告示の日の翌日から 14 日を経過した日以後において、当該放置自動車を廃物として認定します。

令和 2 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

放置されていた場所	放置自動車の車名	放置自動車の種別	放置自動車の塗色	放置自動車の車台番号	連絡先
志摩市阿児町甲賀地内	トヨタ 不明	不明	不明	KE70-7110816	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

三重県告示第 201 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 2 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 25 年 8 月 5 日 第 53 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
松阪興産株式会社	代表取締役社長 中川 祐	松阪市鎌田町 253 番地 5

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
田上 恵介	██████████	玄米	K2427438

三重県告示第 202 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき

事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ぎゅーとらラブリー長月店  
松阪市長月町字下石川 88 番地 1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	所在地
オークワ松阪長月店	松阪市長月町字下石川 88 番地の 30 ほか 17 筆

(変更後)

名称	所在地
ぎゅーとらラブリー長月店	松阪市長月町字下石川 88 番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
松本 勇	松阪市内五曲町 31-5	—

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町 655 番地 18	清水 秀隆
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456 番地 4	浅井 家康
松本 勇	松阪市内五曲町 31-5	—

3 変更年月日

令和2年2月20日

4 変更理由

2(1) 所有権の移転に伴い、名称変更及び地番整理を行ったため

2(2) テナント入居者が変更となったため

5 届出の日

令和2年3月13日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和2年3月31日から同年7月31日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 203 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽阿児線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル

鳥羽市浦村町字立神 148-1 番地先 から 志摩市磯部町三ヶ所字向井地平石 776 番地-7 地先まで	9.1~125.4	18,036.3
---	-----------	----------

三重県告示第 204 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市大久保町字大松 1723 番地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 599 番 1 地先まで	旧	5.3~40.0	2,415.8

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神戸長沢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市汲川原町字屋敷田 77 番 3 地先から 鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 7 地先まで	新	16.0~19.0	175.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三行庄野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市住吉町字南大谷 6731 番 4 地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 3 地先まで	新	13.0~39.0	2,992.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三行庄野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市住吉町字中大谷 6757 番 3 地先から 鈴鹿市平田中町官有無番地先まで	旧	6.2~38.0	3,865.4

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野鈴鹿線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市稲生四丁目 4779 番 5 地先から 鈴鹿市末広東 1 番 1 地先まで	新	12.0~32.0	3,317.8

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野鈴鹿線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市稲生四丁目 4799 番 3 地先から 鈴鹿市末広北一丁目 5215 番 1 地先まで	旧	8.2~35.0	2,943.9

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館町通線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市宇治今在家町中賀集楽 65 の 4 番地先から 伊勢市宇治館町字岩井田沖 482 番 1 地先まで	旧	4.4~10.5	1,024.3

三重県告示第 205 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 2 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 松阪青山線	津市美杉町八手俣字脇ヶ野 1094 番 1 地先内	令和 2 年 3 月 31 日

三重県告示第 206 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 2 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般県道	三行庄野線	鈴鹿市住吉町字南大谷 6731 番 4 地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 3 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）  
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 2 年 3 月 31 日

三重県告示第 207 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、パーキング・メーター及びパーキング・チケット作動手数料の収納事務を次のとおり委託しました。  
 令和 2 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

津市栄町一丁目 954 番地  
 一般財団法人三重県交通安全協会

2 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

**企業庁告示**

**三重県企業庁告示第 1 号**

次の公印は、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止することとしました。

令和 2 年 3 月 31 日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

1 廃止する印

三重県企業庁公印規程（昭和 48 年三重県企業庁管理規程第 5 号）別表に掲げる三重県（事務所名）専用庁長印、三重県（事務所長名）印及び三重県（事務所名）企業出納員印

2 廃止する印影

- (1) 三重県（事務所名）専用庁長印



- (2) 三重県（事務所長名）印



- (3) 三重県（事務所名）企業出納員印



**議会訓令**

**三重県議会訓令第 2 号**

三重県議会議事事務局

三重県議会議事事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和 2 年 3 月 31 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

三重県議会議事事務局規程の一部を改正する訓令

三重県議会議事事務局規程（昭和 39 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章～第 3 章 （略）	第 1 章～第 3 章 （略）
第 4 章 公印 <u>（第 10 条—第 13 条）</u>	第 4 章 文書及び公印 第 1 節 文書の取扱い <u>（第 10 条—第 19 条）</u> 第 2 節 公印 <u>（第 20 条—第 23 条）</u>
第 5 章 職員の服務等 <u>（第 14 条・第 15 条）</u>	第 5 章 職員の服務等 <u>（第 24 条・第 25 条）</u>



<p>(職制)</p> <p>第 4 条 条例第 2 条に規定する事務局職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、調整監、政策法務監、副参事、課長補佐、班長、<u>係長</u>、主幹、主査、主任、主事、技師、総括技術員、主任技術員及び技術員とする。</p> <p>2 次長、参事、課長、調整監、政策法務監、副参事、課長補佐、班長、<u>係長</u>、主幹、主査、主任、主事及び技師は、書記をもって充てる。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 <u>係長</u>は、上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を<u>掌理</u>し、班長を補佐する。</p> <p>11～14 (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 総務部で総務事務を担当する課の課長が併任する副参事は、次の各号に掲げる事項(議員に係るものを除く。)について、所管事務を専決することができる。</p> <p>(1) 臨時職員及び非常勤職員の報酬等の支給に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 総務部で総務事務を担当する課の班長が併任する主幹は、次の各号に掲げる事項(議員に係るものを除く。)について、所管事務を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 臨時職員及び非常勤職員の報酬(通勤手当相当額に限る。)の決定に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第 4 章 公印</p>	<p>(職制)</p> <p>第 4 条 条例第 2 条に規定する事務局職員の職は、事務局長、次長、参事、課長、調整監、政策法務監、副参事、課長補佐、班長、<u>班長代理</u>、主幹、主査、主任、主事、技師、総括技術員、主任技術員及び技術員とする。</p> <p>2 次長、参事、課長、調整監、政策法務監、副参事、課長補佐、班長、<u>班長代理</u>、主幹、主査、主任、主事及び技師は、書記をもって充てる。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 <u>班長代理</u>は、上司の命を受けてあらかじめ定められた事務について、班長を補佐する。</p> <p>11～14 (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 総務部で総務事務を担当する課の課長が併任する副参事は、次の各号に掲げる事項(議員に係るものを除く。)について、所管事務を専決することができる。</p> <p>(1) 臨時職員及び非常勤職員の<u>賃金及び報酬</u>の支給に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 総務部で総務事務を担当する課の班長が併任する主幹は、次の各号に掲げる事項(議員に係るものを除く。)について、所管事務を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 臨時職員及び非常勤職員の<u>賃金(通勤手当相当額に限る。)</u>及び報酬(通勤手当相当額に限る。)の決定に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第 4 章 <u>文書及び公印</u></p> <p>第 1 節 <u>文書の取扱い</u></p> <p>(<u>文書の收受等</u>)</p> <p>第 10 条 <u>事務局に到達した文書は、総務課長が收受し、次の各号に定めるところにより処理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>総務課長は、当該文書の右下部余白に收受印(第 1 号様式)を押し、主務課長に交付するものとする。ただし、次に掲げる文書については、收受印の押印を省略することができる。</u></p> <p>イ <u>定期刊行物及び広告物</u></p> <p>ロ <u>案内状</u></p> <p>ハ <u>挨拶状及び礼状</u></p> <p>ニ <u>その他收受年月日を記載しておく必要のないもの</u></p> <p>(2) <u>主務課長は、前号の規定により交付を受けた</u></p>
--	--

文書のうち、許認可等に係る申請書、不服申立書、訴訟書類等收受記録を残すべき文書にあつては、文書処理簿（第2号様式）に必要事項を記入又は入力するものとする。

(3) 総務課長は、事務局に到達した文書が親展文書であるときは、前2号の規定にかかわらず、封筒に收受印を押し、議長、副議長宛てのものは事務局長に、その他のものは名宛人に直ちに交付するものとする。

(4) 請願書、陳情書その他これに類する文書は、開封の上、当該文書の右下部余白に收受印を押し、封筒を添付の上、企画法務課長に配付し、企画法務課長は、請願受付簿（第4号様式）又は陳情受付簿（第5号様式）に記入して、それぞれ必要な措置をするものとする。

2 主務課長は配付文書を受けたときは、直ちにこれを閲覧し、自ら処理するものを除き速やかに主務者をして起案又は閲覧させる等適当な処置をとらなければならない。ただし、特に重要又は異例の文書については、あらかじめ上司の指揮を受けなければならない。

（文書及び電子文書の発信者名）

第11条 文書及び電子文書の発信者名は、議会名又は議会議長名を用いなければならない。ただし、軽易な文書及びその他副議長又は事務局長によることが適当な文書については、副議長名又は事務局長名を用いることができる。

（起案の方式）

第12条 起案は、総合文書管理システムにより、行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 電子文書以外の添付文書がある場合又は総合文書管理システムで起案し、及び回議することが不適切な多量等の電子文書がある場合  
総合文書管理システムにより起案様式を作成し、紙に出力した起案様式により回議することができるものとする。

(2) 起案の様式がコンピュータによる業務処理システムにより紙で作成される場合 当該業務処理システムにより出力した起案様式により回議するものとする。

(3) 総合文書管理システムを使用することが困難な場合 紙により起案し、及び回議するものとする。

(4) 定例及び反復して起案を行う場合 簿冊により処理するものとする。

(5) 職員の人事、服務、給与、旅費、福利厚生等に関する事務の処理を行う場合 総務事務システムにより処理するものとする。

(6) 公印の押印を省略できない場合 総合文書

	<p>管理システムにより起案様式を作成し、紙に出力した起案様式により回議するものとする。</p>
2	<p>前項第1号から第3号まで及び第6号に該当する場合には、起案様式（第6号様式）を標準とする。ただし、コンピュータによる業務処理システムにより起案の様式を作成する場合にあつては、起案様式（第6号様式）に準じた様式とすることができる。</p>
3	<p>前項の規定にかかわらず、公印の押印を必要としない軽易な回答等を求められた場合であつて、作成する公文書の保存期間が1年未満のものであるときは、当該回答案等を添付して簡易処理（主務者の氏名、供覧を行った日付、分類記号、保存期間その他必要な事項を記載して処理するものを用う。次条において同じ。）により処理することができる。</p>
4	<p>第1項第2号から第4号までに定める方法により起案した場においては、保存期間が1年未満である公文書を除き、決裁後速やかに総合文書管理システムに必要事項を登録するものとする。 （供覧の方式）</p>
	<p>第13条 供覧は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、電子文書以外の添付文書がある場合又は総合文書管理システムで供覧することが不適切な多量等の電子文書がある場合は、簡易処理（保存期間が1年未満の公文書について用いる場合に限る。）又は総合文書管理システムにより様式を作成し、紙に出力した様式により上司又は関係者に供覧することができるものとする。 （文書及び電子文書の記号及び番号）</p>
	<p>第14条 文書及び電子文書には、次の各号により記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼的な文書及び電子文書、刊行物、帳簿等で記号及び番号を付けることが適当でないものには、記号及び番号を省略することができる。</p> <p>(1) 規則、告示及び訓令には、県議会名及び種類を冠し、それぞれの種別に従い令連番号簿（第9号様式）により番号を付ける。</p> <p>(2) 文書及び電子文書の記号は、「三議」を冠したものをを用い、文書処理簿（第2号様式）によつて番号を付ける。ただし、指令には、記号の上に「三重県議会指令」の字句を冠する。</p>
2	<p>文書及び電子文書の番号は、会計年度ごとに一連番号とする。ただし、規則、告示及び訓令にあつては、暦年ごとに一連番号とする。</p>
3	<p>前項の規定にかかわらず、同一事件に属する普通文書は、完結するまで同一番号を用いるものとする。 （公印の押印）</p>
	<p>第15条 発送する文書は、総務課長において原議書</p>

と照合確認し、公印を押さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

(保存期間)

第 16 条 公文書の保存期間は、30 年、10 年、5 年、3 年、1 年及び 1 年未満とし、保存期間の基準は、別表第 1 のとおりとする。ただし、法令等の規定により、特別の定めが設けられている場合にあつては、当該定めによる。

(公文書の整理、保管等)

第 17 条 主務課長は、公文書（保存期間が 1 年未満の公文書を除く。以下この項において同じ。）を同一の会計年度（公文書の性質上暦年ごとに整理する必要があるものについては、暦年）、分類記号、簿冊管理番号、保存期間及び簿冊名ごとに整理するものとする。

2 前項の整理（総合文書管理システム又は総務事務システムにより整理されているものを除く。）は、次の各号により行うものとする。

(1) ファイル用具には、保存期間、分類記号、簿冊管理番号、所属年度（暦年ごとに整理するものにあつては、所属年）、簿冊名及び所属名並びに保存期間が 30 年、10 年、5 年、3 年又は 1 年のものにあつては、廃棄年度を記入すること。

(2) ファイル用具には、件名目録（第 10 号様式）を添付すること。

3 第 1 項の規定により整理した公文書（総合文書管理システム又は総務事務システムにより整理されているものを除く。）は、総務課長に引き継ぐまでの間又は廃棄処分をするまでの間は、保管庫に収納して保管し、保存期間 1 年以上のものにあつては、公文書管理目録（第 11 号様式）により常にその所在を明らかにしておくものとする。

(公文書の引継ぎ及び保存)

第 18 条 主務課長は、保存期間 5 年以上の公文書（総合文書管理システム又は総務事務システムにより保存されているものを除く。）で保存期間の起算日から 1 年を経過した公文書については、公文書管理目録（第 11 号様式）を添付して総務課長に引き継ぐものとする。ただし、保存期間の起算日から 1 年を経過した後も当該主務課において保管することについて当該主務課長が認めた公文書については、この限りでない。

2 総務課長は、前項の規定により公文書の引継ぎを受けたときは、当該公文書の保存期間が満了するまでの間、書庫において保存するものとする。

(公文書の取扱い)

第 19 条 この訓令に定めるもののほか、文書の取扱いについては、三重県公文例規程（昭和 35 年三重県訓令第 15 号）及び三重県公文書管理規程（平成

<p>(公印の種類) 第 10 条 (略)</p>	<p>18 年三重県訓令第 5 号) の規定の例による。 第 2 節 公印 (公印の種類) 第 20 条 (略)</p>
<p>(公印の規格等) 第 11 条 前条に掲げる公印の規格、字体、材質及び使用範囲は、別表のとおりとする。 (公印の公示)</p>	<p>(公印の規格等) 第 21 条 前条に掲げる公印の規格、字体、材質及び使用範囲は、別表第 2 のとおりとする。 (公印の公示)</p>
<p>第 12 条 第 10 条に掲げる公印のうち三重県議会印及び三重県議会議長印その他特に公示を必要と認める公印を新調若しくは改刻又は廃止したときは、その寸法、ひな型、使用範囲、使用開始又は廃止の期日等必要な事項を速やかに告示するものとする。</p>	<p>第 22 条 第 20 条に掲げる公印のうち三重県議会印及び三重県議会議長印その他特に公示を必要と認める公印を新調若しくは改刻又は廃止したときは、その寸法、ひな型、使用範囲、使用開始又は廃止の期日等必要な事項を速やかに告示するものとする。</p>
<p>第 13 条 (略) 第 5 章 職員の服務等 第 14 条・第 15 条 (略)</p>	<p>第 23 条 (略) 第 5 章 職員の服務等 第 24 条・第 25 条 (略)</p>
	<p>別表第 1 (第 16 条関係)</p> <p>30 年 (1) 総務例規に関する文書 (2) 議員進退に関する文書 (3) 表彰に関する文書 (4) 議員共済に関する文書 (5) 議事例規に関する文書 (6) 本会議に関する文書 (7) 会議録及び会議録別冊 (8) 議会運営委員会に関する文書 (9) 代表者会議に関する文書 (10) 各派世話人会に関する文書 (11) 調査例規に関する文書 (12) 行政事例、議会事例、先例集に関する文書 (13) 議会史に関する文書 (14) その他 30 年保存の必要があると認められる文書</p> <p>10 年 (1) 選挙に関する文書 (2) 常任委員会及び特別委員会に関する文書 (県内外調査に関するものを除く。) (3) 全員協議会に関する文書 (4) 議案聴取会に関する文書 (5) 委員長会議に関する文書 (6) 広聴広報会議に関する文書 (7) 議会改革推進会議に関する文書 (8) 意見書及び決議に関する文書 (9) 請願及び陳情に関する文書 (10) その他 10 年保存の必要があると認められる文書</p> <p>5 年 (1) 議長会等会議に関する文書 (2) 議員派遣に関する文書 (3) 海外渡航に関する文書 (4) 政務活動費に関する文書</p>

<p>別表（第 11 条関係） （略）</p>	<p>(5) <u>県内外調査に関する文書</u>                  (6) <u>その他 5 年保存の必要があると認められる文書</u>                  3 年 (1) <u>秘書に関する文書</u>                  (2) <u>庁舎管理に関する文書</u>                  (3) <u>文書照会調査に関する文書（簡易なものを除く。）</u>                  (4) <u>議員調査に関する文書</u>                  (5) <u>議会広報に関する文書</u>                  (6) <u>その他 3 年保存の必要があると認められる文書</u>                  1 年 (1) <u>簡易な照会調査に関する文書</u>                  (2) <u>その他 1 年保存の必要があると認められる文書</u>                  1 年未満 (1) <u>前各号に規定する文書以外の文書</u>                  備考 1 <u>時効に関係ある文書は、その時効期限の満了後、なお、1 年間保存するものとする。</u>                  2 <u>法令等に特別の定めがあるものは、その期間中保存するものとする。</u>                  別表第 2（第 21 条関係） （略）</p>
-------------------------	---

第 1 号様式から第 12 号様式までを削る。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**監査委員訓令**

三重県監査委員訓令第 1 号

監査委員事務局

三重県監査委員処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

三重県監査委員 山 口 和 夫  
 三重県監査委員 藤 根 正 典  
 三重県監査委員 野 口 正  
 三重県監査委員 内 田 典 夫

三重県監査委員処務規程の一部を改正する訓令

三重県監査委員処務規程（平成 11 年三重県監査委員訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員会議付議事項）                  第 5 条 次の各号に掲げる事項は、委員会議に付さなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、文書による回議をもってこれに代えることができる。                  (1) <u>監査委員条例、監査委員処務規程、監査委員事務局規程及び監査委員公文書管理規程</u>の制定及び改廃に関すること。</p>	<p>（委員会議付議事項）                  第 5 条 次の各号に掲げる事項は、委員会議に付さなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、文書による回議をもってこれに代えることができる。                  (1) <u>監査委員条例、監査委員処務規程及び監査委員事務局規程</u>の制定及び改廃に関すること。</p>

(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)
-------------	-------------

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

三重県監査委員訓令第2号

監査委員事務局

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

三重県監査委員 山口 和 夫  
 三重県監査委員 藤 根 正 典  
 三重県監査委員 野 口 正 夫  
 三重県監査委員 内 田 典 夫

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令  
 三重県監査委員事務局規程（昭和47年三重県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(通則)	(通則)
第1条 監査委員事務局（以下「事務局」という。）の組織、公印の取扱い及び職員 <u>の</u> 服務は、法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。	第1条 監査委員事務局（以下「事務局」という。）の組織 <u>並びに</u> 公印及び文書の取扱い <u>並びに</u> 職員 <u>の</u> 服務は、法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。
(課の設置及び分掌事務)	(課の設置及び分掌事務)
第2条 事務局に次に掲げる課を置く。	第2条 事務局に次に掲げる課を置く。
(1) <u>監査総務課</u>	(1) <u>総務・評価課</u>
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>監査総務課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。	3 <u>総務・評価課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
	<u>(9) 財政的援助団体等の監査に関すること。</u>
	<u>(10) 公営企業会計の決算審査に関すること。</u>
	<u>(11) 公営企業会計の例月出納検査に関すること。</u>
	<u>(12) 公営企業会計の資金不足比率の審査に関すること。</u>
4 監査・審査課の分掌事務は、次のとおりとする。	4 監査・審査課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>(3) 財政的援助団体等の監査に関すること。</u>	<u>(3) 一般会計及び特別会計の決算審査に関すること。</u>
<u>(4) 決算審査に関すること。</u>	<u>(4) 一般会計及び特別会計の例月出納検査に関すること。</u>
<u>(5) 例月出納検査に関すること。</u>	<u>(5) 健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率の審査に関すること。</u>
<u>(6) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関すること。</u>	
<u>(7) 内部統制評価報告書審査に関すること。</u>	
<u>(8) (略)</u>	<u>(6) (略)</u>
5 (略)	5 (略)
(職制)	(職制)
第4条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、次長、課長、課長補佐、班長、 <u>係長</u> 、副参事、監査主幹及び監査主査の職を置く。	第4条 事務局に事務局長、次長、課長、課長補佐、班長、 <u>班長代理</u> 、副参事、監査主幹及び監査主査の職を置く。

<p>2 次長、課長、課長補佐、班長、<u>係長</u>、副参事、監査主幹及び監査主査は、書記をもつて充てる。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第 5 条 <u>局長</u>は、<u>監査委員</u>の命を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>係長</u>は、上司の命を受けてあらかじめ定められた<u>事務を掌理</u>し、班長を補佐する。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(補助執行及び専決)</p> <p>第 11 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定により、知事の補助機関たる職員に補助執行させ、及び専決させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務事務課長に補助執行させ、及び専決させる事務</p> <p>イ <u>臨時的任用職員及び非常勤職員の報酬等</u>の支給に関すること。</p> <p>ロ 旅費の支給に関すること（職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年三重県条例第 46 号）第 3 条第 4 項に基づく旅費及び<u>監査委員</u>に係る旅費を除く。）。</p> <p>(2) 総務事務課の班長に補助執行させ、及び専決させる事務</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>臨時的任用職員及び非常勤職員の報酬（通勤手当相当額に限る。）</u>の決定に関すること。</p> <p>ハ <u>臨時的任用職員及び非常勤職員の所得税、住民税、労働保険及び社会保険の事務</u>に関すること。</p> <p>ニ～ヘ (略)</p> <p>(公印)</p> <p>第 12 条 <u>監査委員</u>、局長等の公印の種類、規格、字体及び材質は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>職員の服務</u>)</p> <p>第 13 条 <u>職員の勤務時間、休暇その他服務</u>に関しては、法令等に特別の定めのあるもののほか、知事の<u>事務部局の例</u>による。</p>	<p>2 次長、課長、課長補佐、班長、<u>班長代理</u>、副参事、監査主幹及び監査主査は、書記をもつて充てる。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第 5 条 <u>事務局長</u>（以下「<u>局長</u>」という。）は、<u>監査委員</u>（以下「<u>委員</u>」という。）の命を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>班長代理</u>は、上司の命を受けてあらかじめ定められた<u>事務について</u>、班長を補佐する。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(補助執行及び専決)</p> <p>第 11 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定により、知事の補助機関たる職員に補助執行させ、及び専決させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務事務課長に補助執行させ、及び専決させる事務</p> <p>イ <u>臨時職員及び非常勤職員の賃金及び報酬</u>の支給に関すること。</p> <p>ロ 旅費の支給に関すること（職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年三重県条例第 46 号）第 3 条第 4 項に基づく旅費及び<u>委員</u>に係る旅費を除く。）。</p> <p>(2) 総務事務課の班長に補助執行させ、及び専決させる事務</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>臨時職員及び非常勤職員の賃金（通勤手当相当額に限る。）及び報酬（通勤手当相当額に限る。）</u>の決定に関すること。</p> <p>ハ <u>臨時職員及び非常勤職員の所得税、住民税、労働保険及び社会保険の事務</u>に関すること。</p> <p>ニ～ヘ (略)</p> <p>(公印)</p> <p>第 12 条 <u>委員</u>、局長等の公印の種類、規格、字体及び材質は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>文書の整理</u>)</p> <p>第 13 条 <u>処理済の文書</u>は、同一の分類記号、保存期間及び種類ごとに簿冊を編てつしなければならない。</p> <p>2 <u>前項の編てつは、文書の性質上暦年ごとに編てつする必要のあるものを除き、会計年度ごとに行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の分類記号は、別に定める文書分類表によらなければならない。</u></p> <p>(<u>保存期間</u>)</p> <p>第 14 条 <u>文書の保存期間</u>は、30 年、10 年、5 年、3 年、1 年及び 1 年未満とする。</p>
--	---



- 2 保存期間を30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満とする文書は、次のとおりとする。
- (1) 30年保存
- イ 監査委員報告書
  - ロ 決算審査意見書
  - ハ 要求監査結果
  - ニ 監査委員関係法規
  - ホ その他30年保存の必要があると認められる文書
- (2) 10年保存
- イ 委員会議に関する文書
  - ロ 監査請求に関する文書
  - ハ その他10年保存の必要があると認められる文書
- (3) 5年保存
- イ 監査結果の報告公表に関する文書
  - ロ 予備監査復命書
  - ハ 出納検査に関する文書
  - ニ 決算審査に関する文書
  - ホ その他5年保存の必要があると認められる文書
- (4) 3年保存
- イ 監査委員及び事務局長協議会に関する文書
  - ロ 事務局職員事務研究会に関する文書
  - ハ 全都道府県監査委員協議会連合会に関する文書
  - ニ 他都道府県等からの照会文書に対する回答
  - ホ 監査結果通知及び回答
  - ヘ 執行計画に関する文書
  - ト その他3年保存の必要があると認められる文書
- (5) 1年保存
- 個別実施計画通知
- (6) 1年未満保存
- 前各号に掲げる文書以外の文書
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公文書については、保存期間の満了する日後においても、その区分に応じて当該各号に定める期間が経過するまでの間、保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの区分に応じた期間が満了する日のうちいずれか遅い日までの間、保存するものとする。
- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの  
当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの  
当該訴訟が終結するまでの間

<p>(雑則)</p> <p>第 14 条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務の処理その他必要な事項については、知事の事務部局の例による。</p>	<p>(3) <u>現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの</u> 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) <u>開示請求があつたもの</u> 開示等の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(雑則)</p> <p>第 15 条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務の処理及び職員の服務については、知事の事務部局の例による。</p>
--	---

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業中里地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつた日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和2年4月1日から同月28日まで
- 3 縦覧の場所  
紀北町役場農林水産課（北牟婁郡紀北町東長島769番地1）

第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表します。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木英敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）
- 2 作業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

- 3 作業地域  
三重県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和2年2月28日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木英敬

第1

- 1 作業種類  
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業地域  
伊勢市、尾鷲市、熊野市、多気郡多気町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡大紀町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

第2

- 1 作業種類  
基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業地域  
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和元年12月16日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業地域  
津市白塚町、同市栗真町屋町及び同市栗真中山町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和元年12月16日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業地域  
津市河芸町中別保、同町一色、同町影重及び同町中瀬

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定しました。なお、関係図書は、三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和2年3月31日

三重県知事 鈴木英敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和2年 3月16日	多気町長 久保 行男	多気郡多気町相可1600	多気郡多気町西山 字下奥尻 533-16 の 一部ほか1筆及び五 佐奈字槇ノ尾 1056- 13 の一部ほか1筆	2884 号	10.00	237

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について、次のとおり認定しました。

令和 2 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

認定年月日	一敷地内認定建築物の認定	
	認定年月日	対象区域
令和 2 年 3 月 5 日	平成 20 年 4 月 17 日	亀山市川崎町字青 3537-2 の一部ほか 10 筆

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 2 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 2 年 3 月 11 日	松阪市庄町字ふくら畑 586-1 ほか 1 筆	多気郡多気町西池上 2289-2 ビューフォート 102 鈴木 翔 太
令和 2 年 3 月 12 日	員弁郡東員町大字鳥取字菊若 1296-1	桑名市陽だまりの丘 4 丁目 2116 千葉 高 司
令和 2 年 3 月 12 日	員弁郡東員町大字鳥取字菊若 1296-3	東京都大田区西蒲田 7 丁目 52-4 株式会社グッドロジ 代表取締役社長 上 澤 繁
令和 2 年 3 月 12 日	松阪市豊原町字水着 900-1 ほか 11 筆ほか	松阪市中央町 551-8 株式会社三重総合コンサルタント 代表取締役 大 石 旭
令和 2 年 3 月 12 日	名張市西原町字野中 2440 ほか 15 筆	東京都千代田区飯田橋 2 丁目 18-2 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤 田 勝 幸
令和 2 年 3 月 17 日	いなべ市大安町石樽下字中尾 231-2 の一部ほか 5 筆及び字月岡 273 ほか 26 筆ほか	鈴鹿市岡田 2 丁目 7-23 太洋不動産株式会社 代表取締役 高 橋 弘 志
令和 2 年 3 月 18 日	松阪市嬉野一志町字口山田 957-21 ほか 56 筆及び字北広 965-9 ほか 3 筆ほか	熊本県熊本市北区高平 2-18-3 株式会社ハウメンテ 代表取締役 小 島 孝 夫
令和 2 年 3 月 18 日	伊勢市小俣町本町 341-95 ほか 2 筆	愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 20-31 株式会社トエネック 代表取締役 大 野 智 彦
令和 2 年 3 月 18 日	いなべ市員弁町東一色字屋敷 493 ほか 3 筆ほか	桑名市多度町下野代 900 株式会社やまぜんホームズ 代表取締役 前 野 一 馬
令和 2 年 3 月 18 日	員弁郡東員町大字山田字北藤 2524-1	四日市市ときわ 1 丁目 7-14 大和ハウス工業株式会社四日市支社 支社長 茂 木 啓 一
令和 2 年 3 月 18 日	員弁郡東員町大字鳥取字西之内 606 ほか 3 筆ほか	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 寄 光 彦
令和 2 年 3 月 18 日	三重郡川越町大字南福崎字畑新田 299-3	四日市市中町 7-15 LAND&HOME S 株式会社 代表取締役 河 合 猛
令和 2 年 3 月 26 日	松阪市郷津町字牛之藪 220-4 ほか 5 筆ほか及び字登阪田 251-7 ほか 25 筆	松阪市高町 201-2 株式会社モリハウス建設 代表取締役 田 畑 守 則

令和 2 年 3 月 3 日付けで公告しました令和 2 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施の受験申込手続について、次のとおり変更します。

令和 2 年 3 月 31 日

## 変更前

## 3 受験申込手続

## (1) 郵送による受験申込み

## ア 受付期間

令和2年3月25日(水)から同月31日(火)まで

## イ 申込方法

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留めで郵送してください。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

## (2) 受付場所における受験申込み

## ア 受付期間

令和2年4月9日(木)から同月13日(月)まで

## イ 受付時間

午前10時から午後5時まで

## ウ 受付場所

津市桜橋2-142 三重県教育文化会館

## (3) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができます。

## ア 受付期間

令和2年4月13日(月)から同月20日(月)まで

## イ 受付時間

受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

## ウ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込んでください。

## 変更後

## 3 受験申込手続

## (1) 郵送による受験申込み

## ア 受付期間

令和2年3月25日(水)から同年4月13日(月)まで

## イ 申込方法

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留めで郵送してください。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

## (2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができます。

## ア 受付期間

令和2年4月13日(月)から同月20日(月)まで

## イ 受付時間

受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

## ウ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込んでください。

**正 誤**

令和2年3月13日付け三重県公報第88号に登載しました、道路の供用開始及びその関係図面の縦覧の告示中  
ページ 行

3 13 から 15

誤

県道 大台宮川線	多気郡大台町上菅字山神道7番4地先から 多気郡大台町上菅字三ツ頭2番1地先まで	令和2年3月16日
-------------	--	-----------

正

県道 大台宮川線	多気郡大台町上菅字山神道7番4地先から 多気郡大台町上菅字三ツ頭2番1地先まで	令和2年3月16日
-------------	--	-----------

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---